

史料報

第 43 号
昭和60年 9 月

古文書の調査とアーキヴィスト ——個人的経験と反省——

北 原 進

(立正大学経済学部教授)

一 北相木村の調査

四年ほど前から、長野県南佐久郡北相木村の古文書調査に、夏ごとに数日の合宿を行ってきた。ここは、明治十七年の秩父事件にさいし、菊池貫平・井出為吉ら二百人に達する困民軍への荷担者を出した、村ぐるみ参加をした村として有名である。昨秋、顕彰碑「自由の雄叫び」が村の中央にある諏訪神社境内に建てられた。その碑陰に荷担者の名が刻んであるが、氏名の確定に私たちの調査が何ほどか役立った様なのは嬉しい思い出である。

現在村には、旧役場の建物を利用した郷土資料室があって、古い民具類や小さな考古遺物が保管されてい

る。数年前岩陰の遺跡から出土したホモサピエンス・アイキエンシスの骨が、近日信州大学から村に返還される約束があり、教育委員会や郷土研究会はこれを機に、充実した郷土資料館を建設したい意向である。私たちの調査は、実はこの計画と関わり、村教委から始めに私が相談を受けた。

村がわが私に要望したことは、村内の古文書を調査し、いくつか重要なものの解説文と解説を書くことという、やや莫然としたものであった。だが私としては教育長や郷土研究会長とも相談をして、依頼の内容を村内に所在する古文書類の所蔵者別目録の作成、その傾向・特徴の記述、主要な古文書の釈文の作成(原

——目次——
古文書の調査とアーキヴィスト 北原 進……………(1)
史料受入れ記録の保存 原島 陽一……………(4)
史料形態がもつ意義 原島 陽一……………(6)

冊子型史料の諸形態と表記用語 大藤 修……………(7)
「鈴木家文書目録」の作成を終えて 藤村潤一郎……………(10)
史料館の役割と史料保存利用体制 中間報告……………(10)
受贈図書・集報……………(14)

稿化)等と読みかえることとした。もち論村内を悉皆調査し、全体的な年代・数量・特徴をつかむことを、村との約束の最終目標に置いた。期間も五年間と見積られたが、四年目の今年、ほゞ所期の目標に到達して終了した。あとは報告書を私がまとめ、村教委が刊行の準備を進める手はずになっている。

調査の参加者は、学生から近年古文書の学習を始めた五〇、六〇代の人もいた。主婦も多い。成人学校の古文書講座受講者とか、自治体史編さん室関係者、私の関わったいくつかの大学卒業生など、特定大学のゼミ合宿にならぬ様、個人的にできる範囲で広く呼びかけ、応じてもらった参加者である。従来のせまい経験からしても、混成集団による研究会の方が、さまざまな発想に出会うことができている。同一の史料を

読んで、これほど違った見方ができるのかと感心させられることがあり、得るものも多かったからであ

る。

しかし年次により人数や成員に変動があり、参加者の経験も希望もいろいろである。中には古文書の読解力をつける講習会とだけ思ってきた人もあり、村に調査に入る心構えもひと通りではない。実力の程をこちらが十分把握している訳でもないから、村内何カ所かに分れて調査を進めようという場合など、班の編成にも困ることがある。

ともかくこうした未知数の団体十数人が、毎年三、四泊ずつ調査ということで入村してきた。村としては教育委員会の事業の一環として、古文書調査を私に相談したという経緯があるが、私たちにとっては集団で学習できる機会を、村から与えて頂いた訳である。そこで全員が交通費等手弁当で参加すること、村から申し出られた謝礼等の経済的援助は遠慮させて頂くことにしたが、公民館等の使用や宿舍のあっせん、旧村役人家など古文書所蔵者への連絡、紹

介等については、村教委と郷土研究会に大いに便宜を提供して頂いた。

北相木村は明治以後、どことも合併せずに、つまり行政区域を近世以来変更することなしに、現在に至っている。もっとも村内は栃原、上組下組の三組に分れ、一組が通常の近世村といえる程の大きさを持ち、各組に名主以下の村役人がいる。事実上の三カ村の様にも見えるが、年貢割付状などは三組に対して一本である。対領主関係はともかく一村であることに変りない。また文書中に名主・組頭らの年番交代に関する議定書が多く、実際旧村役人であった家が多い。これまで寺院や役場をも含んで、古文書所蔵者は十七名に達した。文書総数約六千点である。年代は慶長一七年から、秩父事件の警察裁判所等の照介・通報など明治二十年ごろまでとなっている。

二 近代文書への一貫調査

その辺までが、いわゆる近世の村方文書に属するものであったが、村役場にはさらに明治二二年以後大正・昭和期を通ずる歳入・歳出簿、日計簿、土地・租税関係の台帳、学校関係書類など「新しい古文書」が、倉庫に詰まっていた。それらは思っ

たよりきちんと整理されていた。恐らくもとは、この何倍かの近現代の公文書類があつて、ときどき整理し直され、ごく重要な永年保存文書がそのつど確認されていく反面で、失われていったのではあるまいか。

多くの町村で、名主・庄屋時代の古文書を除き、町村制になって以降の公文書もかなり多数保存している例は珍しいことではない。そして努力に大いに感謝しなければならぬのだが、それにしても現在では、その何倍かの公文書類が失われ、残った結果だけを見ているのであろう。

これらを前近代からの古文書類とともに、当町村に所在する古文書の一環として目録をとるだけでも、現在の貧弱な文書館の体制の中では、かなり保存への効果があると思われる。この村の様に、郷土史料の保存施設をつくることを前提として、こうした古文書・保存公文書の調査が行われる場合は、目録にとり、検索できるようにしておくことが、次の段階でただちに登録への道を開くことになるのではあるまいか。またそうした計画の有無にかかわらず、古文書調査のさいには、近代の公文書類も、近世文書の場合と同様に、その一環として整理し、目録に採って

おくべきだと思ふ。

現在多くの近世史研究者は、国立史料館や文書館・郷土館などの機関を利用するときは、すぐに自分の研究テーマに関する古文書・史料の閲覧を始めることができる。しかし、いわゆる現地調査を必要とするときは、文書所蔵者を訪れてから、詳細か大雑把かの違いはあつても、一応はどの様な種類のもの、何年ごろのものか何冊・何通という位は、ほとんど共通した作業として行うようになってくる。これを近代、それも大正昭和期までも、調査の一環として目を配り、同様な方法で整理し目録をとっておく様にしたい。

そのことによつて、やがて作らるべき文書館・史料館の建設を多少とも早める刺激を与えることができるのではないか。前近代の古文書調査だけで、それができないというのではない。しかし各自自治体の役場における、近代・現代の公文書保存、そして現在の情報公開問題にまで、それは連なっていることを、自治体の関係者に理解してもらふことである。逆に説明してもよい。情報公開問題は、文書館・史料館の設置を、前提もしくは背景としてもたないと、意味が薄くなるであろう、というこ

とである。過去の情報とは、すなわち古文書である。彼らにとつてそれは、文化財保存よりはるかに現代的な、切迫した問題のはずである。

ほんらい古文書・公文書の保存・利用の問題は、歴史研究者だけのためのもではない。あらゆる分野の国民的要求による、閲覧・調査に応ずべき、施設・機関の問題である。前近代史研究者が、まったく現代的関心から無縁で研究をしている訳ではないけれども、古文書調査が前近代の古文書目録の作成だけで終わっているとすると、文書館・史料館の設置運動の力としては弱いように思われる。

北相木村の場合、私たちの調査が近代に及んだからといって、ただちに理想的な文書館設置や情報公開制度の設置に展開する訳ではない。近現代の文書保存と利用、すなわち役場で日々生産される書類の整理保存、それらを情報として調査・利用することに、結んで考えられることを、これからも説明する必要がある。少くとも差当りは昭和二二年以後の公文書保存についても、私たちの古文書調査と一貫してできるといふことの説明である。

実際には制度や機構の改正によつ

て、前近代の古文書分類項目でなくこまかい段階の設定が必要である。しかし文書の保存・利用の原則は、現代も近代以前もそう変わるべきものがないであらう。

三 アーキヴィストの養成

とはいえ近世史研究者が、近代から現代に連る公文書類まで、分類・整理・目録作成、そして保存利用をはかることまで、すべてできるかという、かなり難しい。歴史家としてある程度まで応じ得る、ということであり、その能力を今の所利用して実力以上の協力が必要と言っているに過ぎない。身の程知らずは承知である。

しかも例えば私にとって、北相木村や他の町村で、これまでやってきた様な古文書調査・整理と目録作成の作業を、いつまでも継続していくことはできない。ある程度、地域の古文書整理ができると、その過程で得た特定のテーマや関心にそって、文書の内容を調べ、研究史料として利用していくことになる。この部面（または段階）では、アーキヴィストとヒストリアンが分離する。主務が異なるのだから、それは当然でもあらう。

先に多くの近世史家は、古文書の分類目録作りをまず行つてから、自分の研究テーマに入ると言った。それは近世史の、特に地方的立場の近世史が築いてきた方法であった。多少自分の専攻や関心と、手にした古文書の内容とが乖離していても、多くの近世史家は書類袋に年代や表題、差出・受取等を書いて、これに収めることから仕事を始めている。そしてその程度は、近世史の共通の口口として、これからも持ち続けたく思う。しかし、問題はこれからの史資料保存利用体制に対応しきれるかということである。生産機能の機械化、したがって大量化、さらに国際化といった契機は、これ迄と比較にならない位大きくなる。

私はゼミの学生や、講師で出向している大学の小教室の講義でも、史料の調査の中に、地方文書類の整理保存の作業を一体のものとして教える様にしてきた。学生たちも、一度合宿調査でも経験すると、例えば初めて虫くい文書を開くときの楽しみなどを話してくれる様になる。同様なことは、自治体や大企業が主催する古文書の講座においても、私が担当させて頂いた場合には、必ず内容の一つとしてきた。

最初に長々と記した北相木村での調査方法や、かつて著書にもまとめたことのある、近在の鑑掛村・松原村を、立正大・中央大・東京女子大等の学生諸君と調査したときの方法も、そんなに大きな間違いをしていとは夢思っていない。が、近代・

現代までの古文書・公文書のあり方や整理を見通し、歴史家のみならず色々な分野の研究者への利用サービス、一般の各様な要望への文書館の対応、といったことを考えると、これまでの私の様な方法は、あくまでも個人的な研究者の作業の枠を越えることができないのではないか。古文書の単位をとり、近世文書の調査を何度か経験して、ヒストリアンがアーキヴィストでもあった時代ではないのではないかと思う。

アーキヴィストは何も史学科出身者でなくともよい。公文書という政治・外交・行政等との深い関わりを考えると、わが国にはもっと法学・政治学・経済学畑から出身した古文書学者が現れて然るべきである。出身はともかくとして、もはや早急に、本格的なアーキヴィストの養成を、組織的な問題として取組む必要がある。

日歴協でも勿論だが、学術会議で

も専攻分野を越えて、このことを討議すべきであらう。国立史料館や国立公文書館も、何らかの形で検討をされているかも知れないが、規模を大きくして構想を早急に練り上げたものである。

それは決して歴史学のためだけではない。国家的な問題である。最近津田秀夫氏が『北の丸』十七号（国立公文書館六〇年三月刊）に載せた「歴史学と近代公文書学の関連について」に、参考資料として世界の主要国の公文書館職員数等の比較表、および発展途上国の同様表の二枚が付されている。日本は前者の方に入っているが、そこに示された数字は、後者の表の端の方にも納めて欲しい、寒々とした内容である。

詳しくは右をぜひ参照して頂きたいが、貿易大國日本の責任は、アーキヴィスト養成が國として図られていない点にもありそうである。

四 むすび

ごく個人的な経験談から、大それた要望の様なものを書き列ねたが、決して私の力不足からくるボヤキだけではないと信じて頂きたい。

もう少し付け加えさせて頂こう。

(17ページへつづく)

史料受入れ記録の保存

原 島 陽 一

史料の受入れに関しては、基準を定めて選別していく収集の方針や、購入・寄贈・寄託などといった受入れの形式についても、注意点や未解決の難問があるが、今回は既に受入れが決った史料を中心に、事務的な手続に就いて作成される書類の処理と、関連するいくつかの問題をとりあげることにした。これらの問題は購入・寄贈・寄託などの受入れの形式による区別はなく、すべてに共通することであり、さらに、マイクロフィルムなどによる収集史料にも適用すべきものと考えている。

最近はないと思うが、以前は所蔵者が史料を気軽にくれたという。家文書全部という例もあったらしいが、多くはその中の一部のこと、たまたま関心を寄せた史料などを、頼みもしないのに先方から「よかったら持って行きなさい」と譲ってもらったという話を耳にする。筆者も一、二度経験したが、その場で謝辞すると、強いて勧めるでもなく、遠来の

誤解から確実に逃れることができるのである。

◇ ◇

右の例を引くまでもなく、いざという時にその機関の所蔵または保管に属する史料であることを明示できる手段をもつことが必要である。そのため、受入れる形式に応じて、領収書や寄贈申入書や寄託契約書を作成し、それらの保存に努めている。

このうち、寄託契約書は、契約の継続とも関連するため、常に保管が計られるので問題は少ない。これに対し、領収書や寄贈申入書の類が自動的に永久保存される途は、残念ながら保証がない。一旦受入れの手続きが完了すると、一定の保存期間を経過すれば廃棄されてしまう。国の機関なら会計法であるが、一般的にも金銭の領収あるいは動産の所有権移動について法的にはそれで支障はないのであろうが、史料の保存利用に従事する者にとっては、いわば一次資料としての領収書や寄贈申入書の原本を保存しておきたいと思う。だが実際には、年間に多量に作成される領収書綴のなから、史料関係のものだけを抽出するというのは容易でない。時間その他の条件を考えれば不可能に近い。従って、それぞれ

の作成時にコピーをとって、それを永久に保存するのやむを得ないが、できれば原本を保存できるように改めていきたいものである。

何故、それらの書類の保存にこだわるかといえば、史料受入れを示す基本的資料としての記録性を重視するからである。単に移動の確認や証拠の保全だけを目的とするものではない。史料保存利用機関にとって、史料が何よりも大切な存在である以上、史料がそこにある証しもまた必備の書類といふべきではなからうか。つまり、史料にとって重要な意味をもつ伝来の経路に関して、細心の注意を払おうというのである。こうした基本的な姿勢を確立しておけば、他はおのずから秩序が整うはずである。例えば、同一家文書を数回にわけて受入れた場合における各回の区分、出所の異なる同一家文書の取扱など、史料の出所・伝来に関する限り、少しも不都合は生じないし、不当な混入を避けることができる。史料が本来の伝蔵場所を動かない間は、さして問題は起らないが、たとび伝蔵場所を離れた史料は、出所が不鮮明となる怖れが出てくる。伝来を明示できることは、保存機関の義務であるが、それを第三者に説

明するためには記録として書類を保存することが必要である。

◇ ◇

この意味では、契約を解除した後も寄託契約書は保存しておきたい。

(契約を解除する時にも、それに伴う引渡受領書によって確認し、これを保存することはいうまでもない。) 一般的には、契約が消滅して史料を返却してしまえば、その機関にとって契約書はもはや無用の存在であるが、一定期間、その史料が滞留した記録として意義がある。基本的には所蔵者に、この事情を説明して契約書の写しを史料に添えておくようにしてもらわなければならない。受託側でも保存しておけば役立つことがあるはずである。

これに似た経験では、史料調査の折に、史料の間から先人の借用礼状などが出てくると、いろいろな意味で参考になる。少なくとも史料の原初性について、最低一度は先人が披見していることが明らかとなる。翻刻掲載の依頼状によって、書名を知ることが出来る。ただし、同じように史料の間から出てくるものでも、史料借用書の原本の方は困る。前述のように借した史料が戻らないという苦情は耳にするが、実際に残され

た借用書を示して先人の非を難詰された時には全く閉口した。幸いその時は、史料の調査を進めるうちに借用書面に記してあった数点の史料がまとまって出てきたため、返却されていたことが確認され、先刻の批難も水解して事なきを得た。これでも明白なように、史料を借用する時と同じく、返却する時の作法も慎重でありたい。寄贈・寄託の整理手続きのために仮預り証を発行するが、この時も正規の寄贈・寄託手続きの際に右の仮預り証は必ず返却してもらわねばならない。

◇ ◇

以上の関係書類を保存するのは別に、史料保存利用機関が史料を受入れるに至った経過を記録して保存することを定着させたいと思う。すでに実施しておられる機関もあるだろうし、当館主催の近世史料取扱講習会では毎度述べてきたことであるが、改めて付言しておきたい。

その理由は幾つかあるが、最大の理由はやはり史料の伝来を証明することにある。それもA氏からB館へという表面上のことではない。その程度のことでは前掲の書類ですむ。例えば、移動に対するA氏の意志が、始めから無条件で賛成だったか、懇

請に応じた最終的な結論であったかを、前掲の書類に求めても無理である。このように、正規の書類では伺い得ない裏面に介在する諸経緯を記録化しようというのである。不思議なことのようにだが、史料所蔵者にとって保存利用機関の存在は大変縁遠いことが多い。少なくとも当史料館は、そうであった。最近の各自治体の図書館は地域との結合が深く、所蔵者との連絡にも館員が努力されているようであるが、それでも、所蔵者以外の人から譲渡などの情報を寄せられることが絶無ではなからう。

この場合には、所蔵者と図書館との間で、伝達、紹介、斡旋、助言の労働を託してくれた人びととの繋がりを明確にしておきたい。なかには、たった一度だけしか登場しない人があってもその人の仲介がなかったらその史料に辿りつくことはできないと思えば大切に扱うようになる。最近では、これらの連絡を書状でなく電話ですませることが多いが、電話も要点的メモは残しておきたい。このように介在者の累積を記録するのは、一見、伝来と直接の関係がないようにみえるし、すべてが役立つことは恐らくないと思うが、後になって有効な情報となり得る可能性はあるの

で、少しの間を借しませんが詳細に記録しておきたい。副次的には、少量の史料といえども、その移動を実現させた陰に多くの支援があったことを後世に伝えることができる。

所蔵者から直接受入れた場合でも史料の所有関係などが最初の接触の段階では不明なことがあるもので、受入れ時には判明したことも、その経過を記しておきたい。一時期、正規の所蔵者とは別に保管者とも呼ぶべき人物がいたことは、史料の伝来にとって見逃すことができないからである。このほかにも、受入れに際して他の関連機関と調整などがあれば、その経過にも触れておく。後日の役に立つだろう。

これらは、実際に受入れに従事した職員が熟知している事柄であるが、それらが史料の伝来にとって重要な意義をもつものなので、他の職員ないし後年の職員に引継いでいく必要があり、記憶の新しいうちに正確に記録化してほしいのである。

最後に念のため断っておくが、受入れ経過の記録は、その内容上、部内資料にとどめるべき性格であり、前述の会計書類とは違い、取扱いは慎重でなければならぬ。

史料の形態がもつ意義

所蔵史料目録第四十集の編集を終えて

原 島 陽 一

いまから十年以上前までに近世史料の整理に関わった人なら経験しているかと思うが、同種内容の史料——例えば某家文書のなかに借金証文や土地売買証文が何通あるいは何十通と残っていたりすると、これを拡げて重ね合せておいて、端の部分に“穴をあけて”こよりで綴じてしまふ整理法があった。筆者も当史料館にはいつて、同種多量の史料は、そのように整理するものと教わって何年かこれを続けていた。ところが、今春刊行した真田家文書（その三）（史料館所蔵史料目録器集）に収載するため、同文書の書付型史料の整理を進めながら、昔の整理法の論理で合綴された史料を前に、自分が侵した原形破壊に悩まされる結果となった。同時に、史料の形態に対する一般の認識が急速に変化しているを感じずにはいられなかった。

前の三井文庫でも採用しているからある程度の共通的な考え方であったと思う。（三井文庫の場合はミミをつけたり表紙をつけるなどしている）ただ、冒頭に引用したような借金証文などなら、合綴をはずせば大体が復原することができるといえる。せいぜい、若干の封紙付きや、複数の関連証文が束ねてあった形跡に注意する程度で済む。しかし、真田家文書の場合には、原形がかなり複雑な状態であったために、こよりを解けば簡単に復原できるといえるものではなかった。

文字で表現してもわかりにくいからと思うが、真田家文書の書付型史料は、切紙または巻紙を使用し、これを適当な幅に巻いて関連する二〜三通をこよりで束ねてあるものが多かった。さらにこの小束を三〜四束ぐらい集めて束ねることがあり、時にはこれがまたまとめられて大束にしてあることもあった。これを、史料館が受入れた直後の昭和26年から30年ごろの間に第一次整理として徐々に進める過程で、束を崩して合綴し

たのであった。その結果は、大束の旧形を推定できる合綴はなく、中束あるいは小束をいくつかまとめた合綴の状態になっていた。

このような整理になったのは、一般的な法則に従ったことのほかに、史料館に到着した時点で、かなり原形を失っていたことも一因であったかと思う。これは決して当時の整理法を正当化するためではなく、逆運輸などをもう少し丁寧にしていけば、自然に整理法も原形を尊重できたのではないかと、微かな望みをもつからである。袋入り、または封じられていた史料の一部は、もとの形のまま整理されているから、保存状態さえよければ、原形破壊も現在ほどは進行しなかったのではなからうか。しかし、今となっては何の役にも立たない。

幸いなことに、原形をとどめる数点の史料が残っていたので、これを参考にして、できるだけ旧形に戻す努力をしてみた。もっとも、同種史料の合綴といっても、作成後、間もなく、関連の書類を合綴している例は、勘定書類などを中心に頻繁に見出すことができるし、また書状に二通の別紙を添えて同封する場合に、別紙二通だけをこよりで綴じている例もある。ということは、合綴の状態がすべて整理者による加工というわけではないことになる。紙質や綴じ方の癖によって、それがいつの加工かを見分ける判断は容易につきかねた。また、合綴の状態が不自然なことは明白でも、個々への復原の手がかりがなく断念せざるを得ないものも多かった。

真田家文書の書付類は「その三」に収載したものに限っても豊富な様式と内容をもっている。目録の解題に若干ふれておいたが、それらを十分に活用するためにも、保存経過の原形を維持することがいかに大切であるかを、改めて痛感した。同時に史料整理に当っては、このほかにも欠点の生じないように、つねに現状を再点検しつつ作業の見直しを心がけたいと思う。

冊子型史料の諸形態と表記用語

大 藤 修

文書史料の形態は大きく書付型史料と冊子型史料とに分かれ、両者はさらにいくつかの類型に細分化できる。ところで従来の古文書学では、

書付型史料については、料紙の種類や大小・厚さ・料紙の使い方（堅紙、折紙、切紙、継紙、折り方等）

などが問題にされてきたが、冊子型史料の形態については等閑に付されてきた。そもそも、我が国の古文書学は古代・中世文書を対象にして確

立され、しかも差出人と受取人が記されているもののみを「古文書」と定義してきたため、冊子型史料は最初から考察の対象外におかれてきたのである。しかし、近世史料では、

書付型史料でも受取人・差出人の記載のないものも多いし、逆に冊子型史料であってもそれが記されているものも少なくない。要するに伝統的な古文書学の定義では近世史料は律

われて、現に存在する様々な史料を考察の枠外におくのは本末転倒である。ここでは、種々の記録史料のう

ち文字によって表現されたものを文書史料と大きくとらえておく。

そうした場合、近世文書の形態上の特徴として、冊子型文書が多く出現することが挙げられる。一般的に

記載容量が大きい。したがって、冊子型文書の大量出現は、人間の組織的活動の複雑化に伴い、大量の情報

を伝達したり、記録して残す手段が必要とされたことを物語っている。——ちょうど今日、情報の大量

処理・蓄積のためにコンピュータが発明され活用されているように。

冊子型文書自体についても、判形、大小、綴じ方、綴紐の種類、結び方などに着目するとき、いくつか

の形態に分類できる。そして、その形態上の類型は文書の機能と密接に

関連しているように思われる。したがって、まず形態上の類型化を図ったうえで、それぞれの発生原因と系統を機能との関連で考察していくことが要請されよう。

形態の類型化を図るためには、その

の表記用語を確定する必要がある。書籍の形態については書誌学でその

表記用語が確立されているが、冊子型文書（帳簿）の形態表記用語は未

確立である。当館の史料目録では従来、和書の判形表記法を準用して冊

子型文書の判形を示してきた。しかし、和書の場合、粘葉装（胡蝶装）

や綴葉装以外は折目が左側にくるよう（つまり左小口が袋状になるよ

うに）料紙の使用法が統一されているのに対し、冊子型文書の料紙の使用法は区々である。したがって、和

書については外形のみから判形を表示しても差し支えないが、冊子型文書の場合は料紙の使用法も含めて判

形表記用語を概念化する必要がある。この点はすでに原島陽一氏「冊子型史料の形態表示について」（『史料館研究紀要』一四号）において提

起されているものの、当館内部においてさえ全く顧みられなかった（当館ではどういふわけか他人の問題提起を無視する傾向が強い。それが十年一日の如き停滞性の根因である）。

しかし、原島氏の問題提起はきわめて重要である。筆者は今回、信州松代城下の御用商人であった八田家伝来の文書を整理し、目録を刊行した

が『史料館所蔵史料目録』第四十

一集）、それにあたり原島氏の提起の具体化を試み、表に示したように、

料紙の使用法をも含めて判形表記用語を概念化してみた（用語の確定に際しては原島氏の御教示を仰いだ。

また書誌学の成果も参照したが、それについては国文学研究資料館の歌野博・大倉加代子・増井ゆう子の諸氏に教えを請うた。記して謝意を表したい）。

特に従来「横半半」あるいは「横美半」と表記していたものは、料紙の使用法の差異に着目すると数種類

に細分化される。なお、表示した諸形態は、帳簿の工程を考えると図のように系統化できる。

堅帳の場合、左小口が袋状になっているものがほとんどである点、和書と同様であるが、稀には②と④のように堅切紙を用いた帳簿もみられる。和書と帳簿で著しく料紙の使用

法が異なるのは、横本と横帳である。横本では左小口が袋状になっており、帳簿では①がこれに相当する。しかし、料紙の使用法からすると堅帳の一種であるので、帳簿の判

形としては、①は堅帳の範疇に入れたほうがよいと思われる。もっとも、横切紙を半折りにして左側に折

目がくるように綴じれば①と同形態

の

従来の目録での用語	八田家文書目録での用語
半 (半紙判)	半 (半紙縦折判) ① 半切 (半紙縦半截判) ②
美 (美濃判)	美 (美濃縦折判) ③ 美切 (美濃縦半截判) ④
横長半 (半紙横長判) 〈美〉〈美濃〉	横長半 (半紙横折判) 〈美〉〈美濃〉 ⑤
横半半 (半紙半截横長判) 〈美〉〈美濃〉	横半半 (半紙横折紙半截判) 〈美〉〈美濃〉 ⑥ 横半半折 (半紙横折紙半折判) 〈美〉〈美濃〉 ⑦ 横切半半折 (半紙横切紙半折判) 〈美〉〈美濃〉 ⑧ 横切半列 (半紙横切紙列帖装) 〈美〉〈美濃〉 ⑨ 横半列 (半紙横折紙列帖装) 〈美〉〈美濃〉 ⑩ 縦半半 (半紙縦折紙半截判) 〈美〉〈美濃〉 ⑪

になるが、ここでは縦帳と横帳の概念を厳密化するために、左小口が袋状になるものは縦帳の範疇に含め、横帳は、横折紙ないし横切紙を使用し、かつ折目が上下ないし右側にくるものに限定したい。そうした場合、横帳の大部分は折目が下になっているが、なかには⑤の左側の帳簿のように折目が上になっているものも稀にはみられる。

も上小口を袋状にされている。これは屋外で使用した帳簿であるので、上小口が開いていると風をはらむことになり、これを防止するという機能上の配慮もあったであろうが、凶の時の使用帳簿である故、通常と逆にしたという観念上の問題も含んでいるように思われる。綴紐も通常の帳簿はほとんど裏側で結んであるのに対し、前記の「野帳」はすべて表側で結んであるのも、そうした観念と関連しているようである。

列帖装は、料紙をいくつか重ね合わせて半折り一括りとし、数括りを綴じ合わせたものである。和書でも綴葉装のことを列帖装と呼ぶこともあるようだが、これは薄い本である。これに対し帳簿の列帖装はかなり厚く、「金銭出入帳」のように大きな記載容量を要するものに用いられている。しかも背がアコーディオンのように弾力性を持っており、ため、いくら帖数を増やしても開きやすいという、きわめて機能的に作られた帳簿で、商家の帳簿にはよくみられる形態である。なお、帳簿の列帖装は折目を下にした横折紙を使用しているのが一般的で、稀には横切紙を用いたものもあるが、どちらにしても横帳の範疇に入る。これに比べて和書の列帖装は、横に折ったり切ったりしないまま料紙を数葉重ねて縦に半折りにし、折り目を糸で綴じ合わせているので、判形としては堅本の範疇に入る。横帳では既述のようにたいてい下小口が袋状になっているので、この袋の中に関連の証文や書状などが挿入されている例が多い。これも帳簿の重要な機能の一つである。

なお、「半」・「美」は半紙判・美濃判に代表させて冊子の大きさの

大概を示したもので、料紙の種類を示すものではない。特に大型ものは美の下に大を加えて、例えば「美大」・「横美大列」というふうに表記している。また特に小型のものについては、いちいち何分の一に截断したかを記すのは煩雑にすぎるので、「小」を冠して縦横の寸法をセンチメートル単位で示しておけばよからう。

右の表記用語には、列帖装以外は綴じ方は考慮されていない。しかし、綴じ方も史料形態の重要な要素であり、これについても、その種類を研究し、表記用語を確定していく必要がある。試みに拙稿「近世史料の整理と目録編成の理論と実務」(『史料館研究紀要』一七号)で八田家文書の冊子型史料の綴じ方の種類を例示しておいたので、参照いただければ幸いである。

なお、ここで示した判形用語自体もいまだ試案の域を出ていない。諸氏の御批判を仰いで、用語概念の厳密化を図ってゆきたいと考えている。

「鈴木家文書目録」の作成を終えて

藤村潤一郎

昭和五九年度の武蔵国多摩郡蔵敷村鈴木家文書目録の作業は、史料館叢書7「依田長安一代記」の作業と併行した。

五九年度史料目録のローティションは従前から決定していたが、五七年三月に榎本宗次史料館長が急逝し、ご担当の史料館叢書6の処置が問題になり、急遽私が五八年度に

「依田長安一代記」を担当する事になったので、史料目録に余り大量の文書を対象にする自信がなく、比較的量の少ない鈴木家文書を予定にした。同文書は故鎌田永吉氏が見付られ、私が購入整理に当たったので、多少見当がついていたからである。ところが五八年度史料館叢書6は収録史料等の関係で「徳島藩職制書抜取調」下巻が刊行される事になり、自動的に「依田長安一代記」は五九年度に延期され、史料目録と併行作業となった。

史料目録作業に、担当年度当初に

整理番号二〇〇〇を越えていたと

常に思うが、達していた事がない。年をとると共に作業は遅くれる許りである。史料館叢書の作業が延期されたのだから叢書原稿は一年前に完成している筈だが、理屈通りにはできない。史料集の刊行はこれが初体験で勝手がわからない。気許り焦って二兎追う者は一兎を得ずといった結果になった。

結局当館の廣瀬陸さんに史料館叢書の方は全面的に協力を願う事になってしまった。それでも五九年八月上旬まで叢書にかかり切で、史料目録の方は着手できなかった。

三

八月中旬以降、鈴木家文書の整理に従事したが、室内は叢書のために持出した甲斐国山梨郡下井尻村依田家文書が山積しており、その上に鈴木家文書を机の上に広げた。さらに生来の整頓嫌で室内は雑然として、我ながら弱ってしまった。

整理するとは勤務時間内で最も多くこれに時間を割かるとゆう事で

ある。一般業務については同僚が理解を示され大変助かったが、一番問題だったのは叢書の関連史料を閲覧する事だった。尤これは自縄自縛で、依田家文書目録担当者は私である。昭和三十一年、四二年に目録化した

が、前者は私の第一回目録である。卒業後あまりたっていないが、誰でもそうだが、口には出さなくても第一回はかなり自信作である。しかし二八年後になってみると、これは幻想だった。現在の当館の目録と異なり、収載項目が少ないし、書付の処理は現在の当館所在調査よりも細目化していない。これは

当館の史料目録作製方法が進んだ結果でもあるが、具体的作業には感想は生れても時間的余裕は生れない。若い時には書付の内容を憶えていたかもしれないが、次々と他の文書を目録化すると共に記憶は薄れてしま

っている。結局書庫に行つて確認する以外に道はない。本館五階から一階迄降りて、北館の一階から三階まで昇る事になる。運動のため、なるべく階段を歩く事

にしているが、屢々では草臥れるし、一番の問題は前記の繰返しになるが、相当時間をとられた事である。矢張り目録は相当少まく項目

を記載しておくべきである。

時間に関連してだが、叢書の地名で見当のつかないものは、山梨県立図書館の飯田文弥氏にご教示を願った。ご多用の所、心よく対応して下さい。さつた事は感謝にたえない。

四

鈴木家文書の整理に着手してからも、叢書の校正刷がでると仕事は完全に停止する。特に索引は殆ど廣瀬さんに一任の型になり、管理部の理解を得て事務補佐員の廣瀬さんに臨時補助作業をして貰ったが、実際にはそれ以上の仕事をお願いしてもこの有様である。

九月、十月は夢中で過ごしたが、文書の量の少ない事、特に書付の少ない事はもろ刃の刃で、内容理解の鍵が少ない事である。大部分は明治期であり、村役人としてのものが殆どない事も問題であった。

当館には昭和三八年刊、大和町教育委員会編「大和町史」が収蔵されており、これを参考にした。同書の近世、近代担当は伊藤好一氏で、同氏からご教示をいただく事ができたのは幸いであった。また東大和市教育委員会からも種々ご高配をいただいた。昭和五六年刊、同会編「東大和市古文書目録(1)」には同市蔵敷の

内野悌二氏所蔵文書が収録されており、これは明治大学文学部日本史研究室所蔵「東京都北多摩郡村山地方文書所在目録」によつたと注記されている。この目録と町史により勉強することができた。

それに関連して明治大学刑事博物館の神崎彰利氏からもご教示を得たし、同氏のご紹介により藤田昭造氏からもご教示を得る事ができた。

ただ教育委員会から内野家文書が目下閲覧不能と通知いただいたのは残念であったが、若し可能でも、果して時間的余裕があつたかどうかは、自信がない。

それやこれやで鈴木家の系譜ができず、村役人の全容も判然としないまま作業を進めた。特に鈴木家の当主に重蔵の名前の時期が長い事、同時期に順剛、直温とゆう当主らしい人物がいる事が気になつたが未解決のままだった。

五

十一月になると次第に叢書本文・解題の校正は進んだが、索引はこれからである。目録の方は峠を越していない。従来の経験では、整理は半分できたと思つた時が序ノ口で、大略できて見通しがついたと思つた時が半分で、それから時間が手間が

えらくかかる気がする。

年末にかけて、なるべく事態を明るく考える事に務めたが、気が重かつた事は忘れられない。書棚に向かい長時間、同じ姿勢で一種の単純な復労働をするので、私は何時も胃が悪くなる。

こんな事は書くべき事ではないが、喉元過ぎれば何んとかで、将来になれば記憶は美化されて、テンヤワンヤだった事など、忘れてしまふに違いないからである。

十二月になって、更に気の重くなる事が現れてきた。鈴木家文書の総点数を約二千と推測したが、これでももう下廻りそうである。この時点ではもう他の文書を加える事は不可能であり、結局整理番号一五四一が最終番号になった。完全な推測違ひだが、逆に正確だったら果して年度内に作業を完了する事ができたかどうか疑問が残る。これは怪我の功名などと言えた話ではない。

六

本年一月に目録の分類について会を催し、有益な意見を得たが、この時点では叢書の進行具合と考え合せ通過儀礼的な感じもして、その晩は肩の荷がとれた気がし、ゆっくり眠た記憶がある。尤翌朝になると元の

木阿弥であつたが。

目録の原稿を作成しながら、鈴木家訪問が気になつたが、どうしても連絡がとれず、作成後連絡のとれぬまま訪問した。東大和市は行った事がない。現地到着は十二時頃だったが、狭山丘陵の低いのに驚いた。地図をみると市街地化しているようだったので弁当を持参しなかつたら、そば屋など見当らない。やつと雑貨店を見付けてパンを買う。明治三一年に国木田独歩が「武蔵野」で「頭の上の梢で小鳥が鳴て居たら君の幸福である」としているような景色だったが、私は余り幸福ではなかつた。自動車が通ると、パンの袋をみると五日位前のもので不安になり、昼食抜になつたからである。

適当な時間に訪問してお話を伺い、御位牌などを筆写させていただき、辞してからバス停留所で長時間待つて、やつと拝島線東大和市駅で食事にあつたのは午後四時半過ぎであつた。

独歩が「若し君、何かの必要で道を尋ねたく思はゞ、畑の真中に居る農夫にきゝ玉へ。農夫が四十以上の人であつたら、大声をあげて尋ねて見玉へ、驚て此方（こちら）を向き、大声で教えて呉れるだろう。若し少女であつ

たら近づいて小声できゝ玉へ。若し若者であつたら、帽を取て慇懃（まこと）に問ひ玉へ。鷹揚（たかやう）に教えて呉れるだろう。怒つてはならない、これが東京近在の若者の癖であるから」と記している雰囲気味わい、文学鑑賞に資する事ができた。

尤も独歩は「様々の光景を呈する其妙は一寸西国地方又は東北の者には解し兼ねるのである」と定義付けているので、私は西国南海道の人間だから三十年余東京で暮らしたが、矢張り鑑賞には向かないだろう。

系図を作成してみると、鈴木家には重蔵を名乗る者が三人おり、順剛と直温は共に、重蔵を名乗る別人である事がわかつた。解題は一部訂正しなければならなかつたが、目録作成には現地調査は不可欠である事を改めて感じた。

系図の目録収載は、管理部と印刷所の理解により可能となり、ほつとした。

何かと纏らぬ事を記したが、現在の処は、辛じて、叢書と目録とを年度内に作成する事ができたと云うのが実感である。それにつけても林宏保氏をはじめ、多くの方がご多用の処、何かとご高配下さつたからだとして改めて感謝にたえない。

史料館の役割と史料保存利用体制

——中間報告——

1

一九八二年六月に行政管理庁（当時）が発表した「国立大学及び国立大学共同利用機関に関する行政監察結果報告書」において、当史料館と国立歴史民俗博物館との事業内容の一部類似が指摘され、両者の研究組織の在り方を検討することが勧告されてから三年が経過した。右の勧告が出されたあと、歴史学関係の諸学会や史料保存利用機関の団体が相次いで文部大臣に要望書を提出し、両館の組織の検討にあたっては史料館の独自の役割を十分に考慮し安易な統合を避けるよう求めた経緯については、すでに本誌でもお伝えした通りである（『史料館報』第38号）。

文部省では、この勧告に対し、これまで二度の回答を行なっている。〔昭和57年10月15日、行政管理庁あての「回答」〕

「国文学研究資料館の史料館と国立歴史民俗博物館の歴史研究部門等との組織の在り方については、関係分野の研究者の意向を尊重して運営されるべき国立大学共同利

用機関としての両館の今後の方向に大きなかわりをもつこと、また、史料館の設立及び今日に至るまでの経緯にも配慮しなければならぬこと等、慎重を要する問題であるので、その在り方等について、まず両館において関係研究者の意見も聴しながら検討することとし、その結果を踏まえ適切な方策について検討することとした。なお、両館では勧告後、各面からの検討に入っている。」

〔昭和59年8月31日、総務庁あての「その後の改善措置状況」〕

「国文学研究資料館の史料館と国立歴史民俗博物館の歴史研究部門等との組織の在り方については、その後両館において協議するなど関係研究者の意見も聴しながら検討を進めてきたところであるが、日本歴史学協会史学会等から史料館設立の経緯等を踏まえ慎重に対処すべき旨の要望等もあるので、更に検討しているところである。」このように、今のところは検討中ということであって明確な方向性は

打ち出されていないが、決して勧告が白紙に戻されたり凍結されたりしているわけではないので、近い内に新しい動きが表面化することは十分に考えられる。しかし、この問題がどのように議されているのかは、率直に言って館員にはほとんどわからない状況なのである。

2

こういう不安定な状況の中で、しかも三年以上、専任の史料館長職が空席のまま置かれるという変則的な体制のもとではあるが、我々は史料館が今後果たすべき役割について独自の検討を行ない、不十分ながらも実現に向けて努力を重ねてきたので、以下それを簡単に報告し、御批判を仰ぎたい。

我々の基本的な考え方は、一九八二年九月にまとめた「国立史料館の機能の拡充について（素案）」（『史料館報』第38号）に示した通りである。そこでは、史料館が今後充実すべき機能として、

(1) 全国の近世・近代史料の所在や地方史関係文献に関する、情報・閲覧サービスの機能

(2) 近世・近代史料の史料学および史料整理管理学に関する、研究の機能

(3) 近世・近代史料の整理管理専門職（アーキビスト）の研修・教育の機能

という三つの柱を掲げ、これにもとづいて、いくつかの具体的な事業拡充構想を打ち出したのである。

この「素案」については、『史料館報』に掲載し、関係者の御意見を求めたほか、日本歴史学協会等いくつかの学会などでも説明する機会があった。それらを通じて受けた反応はおおむね好意的・激励的なものであり、基本線において大方の御理解が得られたものと考えている。

もっとも、史料館の独自の役割を明確にするためには、組織のあり方を含めたより具体的な将来像を示すべきだとの声も強い。我々としても当然それは次のステップとして考えており、既に館内にチームを設けて検討を進めているところである。

3

さて、「素案」の三つの柱に沿って、これまでに実行してきたことや実行しようとしていることを重点的に記すと、次の通りである。

(1) 情報・閲覧サービスの充実

学術情報を整備・体系化して効率的な利用を進めることは、学問分野のいずれを問わず極めて重要な課題

になってきている。史料館は、地方史研究文献情報と近世・近代史料の所在情報を中心とした全国的な日本史(地方史)研究情報センターとしての役割を果たすべく、資料の収集と整備に務めている。

地方史関係刊行物の収集は図書購入予算の大半と教官研究費をさいてこれにあてるなどしてかなりの程度進んでおり、県・郡史(誌)については既に閲覧利用に供している。他の文献についてもできるだけ早く公開すべく準備中である。

近世・近代史料の所在情報については、歴史研究の効率化のために、英国の「国立史料登録局NRA」のような全国的な史料情報センターの整備が待たれるところであり、史料館ではそのような機能を果たすことをめざして史料目録類の全国的な収集に力を入れている。現在約一八〇〇タイトルの史料目録があり、これらはすべて公開されている。また、将来のコンピュータ利用に備え、史料所蔵者一件別のデータカードの作成も引き続き進行中であり、現在、約三万二千枚に達している。

史料情報センターとしての機能を充実させるためには、何よりも専任のスタッフが必要であり、さらに全

国の関係諸機関等との合意のもとで、それら各機関との恒常的な協力体制が不可欠である。そのための予算措置が講ぜられることを強く望んでいるが、当面その準備作業の一環として、各地の研究者、史料保存利用機関関係者と協同し、科学研究費補助金による全国的な史料所在情報の調査・研究を実施する計画を進めている。

(2) 研究機能の拡充

日本でも文書館・史料館等の史料保存利用施設が各地に作られるようになり、史料の科学的な保存・整理・利用の方法についての研究の重要性が強く叫ばれ始めている。これには、基礎的な史料学研究から、より応用的・実践的な史料整理学・保存科学まで、広い領域に及ぶ総合的な研究が必要となる。諸外国では、この学際的な研究分野を「文書館学 Archival Studies」と呼び、国際文書館評議会 ICA を中心とした国際協力のもとで各国が研究の深化と知識の普及につとめている。我々としても、科学的な文書館学の確立なくして真の史料保存はあり得ないと考えており、史料館が将来、文書館学の全国的な共同研究センターとしての機能を発揮できるよう、基礎固め

に力を注いでいるところである。その成果の一部は既に『史料館所蔵史料目録』等の中に生かされているほか、研究紀要や当館主催の近世史料取扱講習会などの場を借りて発表している。また近く、館内の共同研究にもとづいて『史料の整理と管理(仮題)』という文書館学の手引書を出版する計画もあり、鋭意準備を進めているところである。

対外的な面では、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)を中心にして全国の関係機関と研究交流を進めており、特に昨年から始まった同協議会関東部会の研究活動(月例研究会と文書館学外国文献勉強会)には積極的に参加して、文書館学の研究振興につとめている。また国際研究交流の点でも、国際文書館評議会 ICA の第十回国際会議(一九八四年九月、ボン)に二名、ICA 企業史料委員会(一九八五年十月、フィレンツェ)に一名が参加したほか、昨年夏には一名が文部省短期在外研究員として、英国を中心に二カ月間の文書館研修を行ってきた。

(3) 研修・教育機能の充実

史料保存利用体制の確立のために、史料整理管理の専門職であるア

ーキビストや、保存科学・修復技術の専門職であるコンサベーターの養成が不可欠の条件である。我が国においてこのような専門職の養成制度をどのような形で作っていくかは、諸外国の事例にも学びながら慎重に検討していかねばならない課題であるが、文書館学の専門家としてのアーキビストやコンサベーター養成の問題は前述の研究機能の問題と不可分であることや、また不十分ながら当館には近世史料取扱講習会という形での専門職研修の実績があることなどから、史料館としても、今後の日本のアーキビストならびにコンサベーター養成にあたって、その役割の一端を積極的に担っていきたいと考えている。そのために、とりあえず近世史料取扱講習会の内容改善を試みているほか、中・上級者向きの長期の研修コースを新設すべく、新規の予算措置を要求中である。また、今年夏には、短期研修者一名の受け入れも行なった。

4

以上、予算・人員面での厳しい制約の中で、史料館の機能を充実させるために、取り組んでいることを簡単に紹介した。具体的な成果はまだ決して大きくないが、我々としては

「素案」に示した三つの柱を、単に史料館という一機関の事業拡充構想にとどまるものではなく、日本の史料保存利用体制全体の充実のために不可欠な、国をあげて取り組むべき重要な課題であると考えている。そして、その本格的な実現のためには現在の史料館の体制が極めて不備なものであり、ぜひとも十分なスタッフと予算を持った独立の機関が必要であるという点でも、我々の意見は一致している。

研究者の努力によって生まれ、関係機関を含む全国の多くの人々によって支えられてきた史料館がこれからどうなっていくのかは、それ自体重大な問題である。しかし、くりかえしになるが、ことは史料館という一機関のみの問題にとどまらず、日本いや人類の文化遺産である史料を未来に残すために、日本が「文化国家」としてどう責任を果たしていくのかという問題である。実際、一九八三年にユネスコから派遣されて日本の文書館事情を視察したフランク・B・エバンズ博士（現在、米国立文書館部長）が、全国的な史料保存利用体制確立のための長期プランの立案と実施を政府に勧告しているように、日本の史料保存問題は国際的

な注視の中にあるのである。

我々としても「素案」をもとに、今後の史料保存利用体制のあり方と、その中で史料館の位置づけについてより具体的な構想をまとめ、広く御批判を仰いでいくつもりであるが、右のような観点からいえば、

受贈図書 昭和五十九年度(二)

関係諸機関、研究者、学会等がこの問題についての提案や意見を出しあい、お互いに協議を尽くして合意を形成することが最も肝心であろう。この中間報告がそのための素材のひとつになることを心から願うものである。

- 福島県山都町史資料目録 第一集
- 茨城大学附属図書館郷土史料目録 一
- 取手市史料目録 第七集
- (茨城県) 藤代町史料目録 第三集
- 茨城県立歴史館蔵書目録(小西文庫) 史料目録 1・5・15・16 [同右]
- 栃木県立図書館蔵書目録 第7巻
- 群馬県近世史資料所在目録 24・25 [群馬県教育委員会]
- 群馬大学付属図書館蔵書目録
- I
- 埼玉県寺院聖教文書遺品調査報告書 一
- ・II [埼玉県立文書館]
- 松戸市古文書目録 (3) [松戸市史編さん委員会]
- 我孫子市史資料目録 5
- (千葉県) 大網白里町史料目録 1
- 雲谷等顔と桃山時代 [山口県立美術館]
- 渋谷区立松濤美術館 特別展
- プレスガラスの美 1825~1945
- [サントリー美術館]

- 岩手の植物展 [岩手県立博物館]
- 展示資料解説カード 3 [同右]
- 特別展 フッダ積尊―その生涯と造形― [奈良国立博物館]
- 類縁機関案内(東京・神奈川・千葉・埼玉) 1989年版 [相模女子大学附属図書館]
- 吉田叢書 第五編 [吉田神社]
- 浅草寺日記 第八巻 [金龍山浅草寺]
- 国民文化の形成 [筑摩書房]
- (北海道) 知床博物館研究報告 第5集
- [斜里町立知床博物館]
- (北海道) 斜里町郷土研究 第9号 [斜里町郷土研究会]
- 「新札幌市史」機関誌 札幌の歴史 第6号 [札幌市教育委員会]
- (宮城県) 七ヶ宿町史 歴史編
- 仙台市博物館調査研究報告 第4号
- 昭和五十八年度調査合本 青森県歴史の道調査報告書 [青森県教育委員会]
- 仙台市文化財調査報告書 第61・63・65

- ・68集 [仙台市教育委員会]
- 天童市史編集集資料 第35号
- (福島県) 南郷村史 第4巻
- (同右) 滝根町史資料集 第2・4集
- 古河市史 資料 近現代編
- 史料調査報告 第三十三・三十四集 [足利藩研究会]
- 小山市史 史料編 近現代I
- 太田市史 通史編 民俗(上巻)
- 与野市史 自然・原始古代資料編
- 新座市史 第一巻
- 川越市史研究 [川越市庶務課市史編纂室]
- 歴史の道調査報告書 第二集 [埼玉県教育委員会]
- (埼玉県) 三芳町教育史調査報告書 (一)
- 〔三〕三芳町教育委員会
- たんたん山 佐倉に伝わる話 [佐倉市史編さん委員会]
- 青梅市史史料集 第三十二号 [青梅市郷土博物館]
- 東京都青梅市馬場遺跡 [青梅市教育委員会]
- 港区指定文化財資料 麻布善福寺蔵 亜墨利加ミニストル旅宿記 全四冊 [東京都港区教育委員会]
- 東京都民謡緊急調査報告 東京の民謡 [東京都教育庁社会教育部文化課]
- 東京都のことは 昭和58年度 [同右]
- 東京の民俗 1 [同右]
- 中央区佃島地区文化財調査報告 [同右]
- 平塚市史 4 資料編近世(3)

吉村屋幸兵衛関係書簡 第一集〔横浜開港資料館〕

横浜市文化財調査報告書 第八輯の二十

三・二十四〔横浜市教育委員会〕

平塚市史民俗調査報告書 4 金目金

田〔平塚市博物館〕

近世平塚と近在市場の相場〔平塚市博物館市史編さん係〕

大町市史 第一巻 自然環境〔資料共〕

大町市史 第五巻 民俗観光〔資料共〕

飛騨河合村誌 史料編 下巻

鷹岡町史〔富士市史編纂委員会〕

名古屋叢書 三編 第四巻〔名古屋市蓬左文庫〕

京都府岩滝町文化財調査報告 第6集

〔岩滝町教育委員会〕

相生市史 第一巻

神戸史談 42号 特集 御物仕切扣〔神戸史談会〕

松山市史料集 第四・八巻

〔大分県〕九重町の文化財〔九重町教育委員会〕

九重寿大学 研究資料集 8〔同右〕

〔茨城県〕鹿島町史 第四巻

新編埼玉県史 資料編 15

〔埼玉県〕寄居町史編さん調査報告 第十二集

草加市史調査報告書 第二集

間部家文書 第三巻〔鯖江市役所〕

武相史料叢書 五ノ一・二〔森安彦〕

東京市史稿 市街篇 第七十五・産業編 第二十八〔東京都〕

都史紀要 三十〔同右〕

文化財の保護〔第16号〕〔東京都教育庁社会教育部文化課〕

長野県史 近代史料編 第二巻〔資料叢書 第三輯〔皇學館大學史料編纂所〕〕

福知山市史 第三巻

枚方市史 第五巻

枚方市史資料 第八集

摂津市史 史料編一

広島県史 総説・別編1・2

古文書調査記録 第七・八集〔福山城博

物館友の会〕

愛媛県史 古代Ⅱ 中世・文学・民俗下

・地誌Ⅱ〔中予〕・資料編 近代Ⅰ・

資料編 社会経済上

昭和59年度 社団法人霞会館会員名簿

〔霞会館〕

編年百姓一揆史料集成 第十二巻〔三一書房〕

近畿大学世界経済研究所研究叢書 第21号

広島経済大学モノグラフ I

日本民俗文化大系 8〔小学館〕

日本自転車振興会補助事業による近畿における中世葬送墓制の研究調査概報

〔元興寺文化財研究所〕

杏林社会科学学術研究 第一巻〔杏林大学社会科学研究会〕

国典類抄 第十九巻〔秋田県立秋田図書館〕

山形県史 第四巻

東京都古文書集 第二集〔東京都教育庁社会教育部文化課〕

大田区の文化財 第二十集〔大田区教育委員会〕

大田区の埋蔵文化財 第4集〔同右〕

あしたか山の旧石器〔沼津市歴史民俗資料館〕

はるばるとオランダ古地図展〔神戸市立博物館〕

鹿兒島が生んだ女流画家 有馬さとえと

留岡松影展図録〔鹿兒島県歴史資料センター黎明館〕

展示への案内〔同右〕

鹿兒島の歴史と文化部門別展示図録・テーマ展示図録〔同右〕

補説「鹿兒島の歴史と文化」〔同右〕

薩摩焼年表〔改訂第三版〕〔同右〕

石川県史資料 近代篇Ⅲ

〔愛知県〕御津町史 史料編 上巻

河州上山家の研究 第一〜十号〔上山昭則〕

本渡市文化財調査報告 第3・4集〔本渡市教育委員会〕

近世村落の身分構造〔井ヶ田良治〕

道東海岸線総合調査報告書〔釧路市立博物館〕

〔北海道〕松前町史 通説編 第一巻上

青森県立郷土館調査報告 第16集

〔山形県〕西川町史年表

〔同右〕西川町史編纂資料 第十三号〔寒河江市史編纂委員会〕

天童市史編纂資料 第36号

新庄市史編纂資料集 第2号

〔福島県〕滝根町史資料集 第1・3・5集

古河市史資料 第8集

〔茨城県〕岩間町史 資料集

群馬県史 資料編 6

鳩ヶ谷市の文化財 第九集〔鳩ヶ谷市教育委員会〕

鳩ヶ谷市の古文書 第九集〔同右〕

入間市史調査集録 第3号

中野の文化財 No.8〔中野区教育委員会〕

大森貝塚遺跡〔大田区教育委員会〕

田園調布〔同右〕

池上〔同右〕

秦野市史 別巻 たばこ編

鯖江市史 第四巻

調査概報遠江新居宿御殿跡遺跡

三河武士の残映〔浅井美雄〕

地域研究会資料板倉藩関係資料〔2〕・〔3〕〔同右〕

大阪市史料 第十二輯

ふるさと五色の歴史〔兵庫県五色町〕

兵庫県史 史料編 古代一

赤穂市史 第六巻

大和郡山市文化財調査概要 1・2〔大和郡山市教育委員会〕

〔同右〕

明治期日本全国資産家地主資料集成 I

V〔柏書房〕

秦漢史〔北京大学出版社〕

大日本史料 第七編之二十四・第九編之

十七〔東京大学史料編纂所〕

大日本古記録 後愚昧記二〔同右〕

大日本近世史料 市中取締類集16・幕府

書物方日記十六・細川家史料九・近藤

重蔵蝦夷地関係史料一〔同右〕

日本関係海外史料 オランダ商館長日記

原文編之五・訳文編之四〔下〕〔同右〕

大日本古文書 家わけ 第二十一〔同

右〕

花押かがみ 三〔同右〕

東京大学関係諸資料の保存と利用に關す

る予備的研究〔附属資料共〕〔東京大

学百年史編集室〕

鳥取県の自然と歴史 6〔鳥取県立博物

館〕

矢立〔千葉市立郷土博物館〕

常設展示図録〔上福岡市立歴史民俗資料

館〕

ガラス絵〔渋谷区立松涛美術館〕

ぼくらの祖先達は―日向遺跡編―〔所沢

市教育委員会〕

異色の江戸絵画〔サントリー美術館〕

杖刀人とその時代〔埼玉県立図書館〕

大和の年中行事 稱作とまつり〔奈良県

立民俗博物館〕

埋もれていた郷土の古代〔小松市立博物

館〕

常設展目録〔豊島区立郷土資料館〕

尾鷲を襲った地震と津波〔尾鷲市立中央

公民館〕

大須観音 真福寺文庫展〔名古屋市博物

館〕

祈りのかたち 奉納和船〔京都府立丹後

郷土資料館〕

大島金山の研究〔荻真一郎〕

仏教文化論集 4〔川崎大師平間寺〕

学習速答事典コーナー〔学習研究社〕

日本の歴史 中巻〔同右〕

人物日本の歴史 11〔同右〕

辰巳屋一件の虚像と実像〔内山美樹子〕

銀の筭と樟樹木津川百景〔同右〕

東京都立中央図書館増加図書目録 19

76

東京都立中央図書館・日比谷図書館新聞

・雑誌目録 1983

東京都公文書館所蔵庁内刊行資料目録

20

租税資料目録 第6集〔国税庁税務大学

校租税資料室〕

整理済地歴古文書目録〔VI〕〔東京大学

地震研究所〕

憲政資料目録 第十四〔国立国会図書

館〕

古文書目録 第七集〔小平市図書館〕

世田谷諸家文書目録〔世田谷区教育委員

会〕

世田谷区立郷土資料館収蔵資料目録 1

・2

日本経済統計文献センター所蔵 近代文

書資料目録〔一橋大学経済研究所〕

家政学関係論文目録〔稿〕〔東京家政学

院大学図書館〕

東京女子医科大学大学史料室資料所蔵目

録

芭蕉記念館所蔵資料目録 II〔江東区芭

蕉記念館〕

郷土資料室所蔵史料目録 二〔日根区守

屋教育会館郷土資料室〕

資料もくろく―1984年版―〔東京都

生活文化局広報部都民資料室〕

横浜市史料所在目録 第1〜8集〔横浜

市総務局〕

横浜関係史料所在目録 第1集〔同右〕

藤沢市史料所在目録稿 第17集〔藤沢

市文書館〕

日本外交文書 一九三〇年ロンドン海軍

会議下〔外務省〕

小田原市立図書館目録シリーズ8

神奈川大学図書館蔵書目録 和書 昭和

58年・洋書 昭和58年

ブルーム・コレクション書籍目録 第2

巻〔横浜開港資料館〕

砺波市歴史資料調査報告書 第二集〔砺

波市教育委員会〕

村松文庫目録〔補遺共〕〔金沢市立図書

館〕

白山本宮加賀一ノ宮白山此咩神社古文書

目録〔白山比咩神社〕

旧十村役亀田家調査報告書〔金沢市立図

書館〕

所蔵品目録 I〔小松市立博物館〕

山梨県立図書館増加図書目録 第四巻

山梨県立図書館所蔵古文書目録 5

都留市史料所在目録 第1集

岐阜県所在史料目録 第13・14集〔岐阜

県歴史資料館〕

岐阜県史料調査報告書 第五号〔同右〕

古文書館目録〔岐阜県藤橋村教育委員

会〕

静岡県立中央図書館蔵書目録 第4巻

沼津市立駿河図書館中核資料目録

勝俣文庫目録〔三島郷土館〕

名古屋博物館蔵品目録 七

滋賀大学経済学部附属史料館所蔵史料日

録 第三十一集

京都府資料目録〔京都府立総合資料館〕

収集資料案内 No.59〔同右〕

丹後郷土資料館所蔵資料目録 第2集

〔京都府立丹後郷土資料館〕

丹後郷土資料目録〔改訂版〕〔舞鶴市立

西図書館〕

花園大学図書館増加図書目録 1983

花園大学図書館逐次刊行物目録 198

4

大阪府立大学増加図書目録 第46・47集

県政資料総目録〔昭和58年〕〔兵庫県企

画部統計課県政情報資料室〕

神戸市立博物館蔵品目録 考古歴史の

部1・地図の部1・美術の部1

兵庫県内諸機関刊行資料目録 兵庫県公

社等在県主要官庁兵庫県内学校の部

〔兵庫県立図書館〕

関西学院大学図書館所蔵史料目録 第一

輯

加古川市史編集資料目録集 4〜6

奈良教育大学増加図書目録 11

東大寺文書目録 第六巻〔奈良国立文化

財研究所)

奈良市行政資料目録 第4集〔奈良市史編集室〕

明治初年布告・布達類目録 第2集〔同右〕

和歌山県古文書目録 11〔和歌山県教育委員会〕

和歌山県文化財目録〔和歌山県教育庁文化財課〕

旧矢掛脇本陣高草家歴史資料目録 II〔岡山県教育委員会〕

愛山文庫目録 和書漢書の部〔市立津山郷土館〕

広島市公文書館所蔵資料目録 第5集 広島県内公共図書館郷土資料目録 第26号〔広島県立図書館〕

広島県行政資料目録 昭和58年版〔同右〕

山口県文書館地方調査員調査報告書 11 両公文史料目録〔同右〕

徳島県博物館所蔵資料目録 12~14 歴史資料目録 九〔瀬戸内海歴史民俗資料館〕

松山商科大学図書館蔵書目録 和漢書の部3 上巻・下巻・索引

福岡県郷土資料総合目録 5・6〔福岡県立図書館〕

宗像高校視聴覚ホール郷土資料図版・目録

実相院文書調査報告書〔佐賀県立図書館〕

郷土資料目録 増加補遺の部(2)〔長崎県

立長崎図書館〕

熊本県立図書館郷土資料増加目録 高鍋藩明倫堂文庫図書目録〔宮崎県町立高鍋図書館〕

鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵品目録(Ⅰ)

球磨神楽〔人吉市教育委員会〕 (大分県) 狭間町誌

北見市史 資料編 帯広叢書 第二十六卷〔帯広市教育委員会〕

北上市史 第10巻 仙台市文化財調査報告書 第62・67集

〔仙台市教育委員会〕 鹿角市史資料編 第十一集

秋田城跡発掘調査事務所研究紀要 I〔秋田市教育委員会〕

天童市史 別巻下 米沢市史編集資料 第13・14号

南陽市史編集資料 第12号 寒河江市史編集叢書 第31集

茨城県史 近現代編 小山市史 通史編I

群馬県史 資料編25 (群馬県) 明和村誌基礎資料 第一~四号

伊勢崎市史民俗調査報告書 第二集 武蔵埼玉稻荷山古墳出土品 国宝指定記念講演会の記録〔埼玉県立さきたま資料館〕

浦和市文化財調査報告書 第29集〔浦和市教育委員会〕

鳩ヶ谷市埋蔵文化財調査報告書 第3集

〔鳩ヶ谷市教育委員会〕 船橋市史 史料編五

船橋市史資料 (一) 社寺よりみた千葉の歴史〔千葉市教育委員会〕

千葉県菅水道史〔千葉県水道局〕 大和町史〔東大和市〕

奥多摩町誌資料集 一~九 江戸川区の文化財 第三集〔江戸川区教育委員会〕

東京都中野区(仮称)中野刑務所遺跡発掘調査概報〔中野区〕

大田区遺跡地名表〔大田区教育委員会〕 南沢録 伊豆諸島巡見日記〔緑地社〕

資料(新潟県) 上川村史 柏崎市史資料集 近世I上・下

近世関川郷史料 四〔小村社〕 図説白山比咩神社の文化財〔白山比咩神社〕

越中五箇山平村史 下巻 (以下次号)

昭和三十年代の中ごろ、東京都教育庁が主催して、ダムに水没する小河内村の文化財総合調査が行われ、その後伊豆七島、南多摩、浅川流域と、調査対象地域を年々変えながら各種の文化財の共同調査が行われていった時期があった。

私は古文書班の調査員として、ま

だ学部(四年生)の頃から加えさせて

頂き、先生や先輩方の調査を、見様

見真似で習いながらついていった。

毎年の調査と平行して、前年の報告

書を提出し、前々年のそれが刊行さ

れるというプログラムになっていた

が、二十余年前の報告書を見返して、

まともに古文書目録があるのは、八

丈島と南多摩の報告書だけであり、

他は予算の関係その他で実現しなかつた。

よくよく反省してみると、(情け

なくなるのが先であるが)今もほと

んど同様な調査方法のくり返しであ

ったということがある。私が調査し

たあと、その地域に郷土資料室の様

な施設ができた所はあるが、それは調査報告書や結果に基いたものではない。

第三一回近世史料取扱講習会

今年度の近世史料取扱講習会は、(A)一〇月一四日〜一八日京都会場(京都府立総合資料館)、(B)一〇月二八日〜三十一日東京会場(当館)の両会場で開催される。講習内容は以下の通りである。

(1)文書館学序論(当館員) 安沢 秀一

(2)古代中世史料概論

A 東京大学文学部教授 石井 進

B 中央大学文学部教授 佐藤 進一

(3)近世史料特論

A 千葉大学文学部教授 尾藤 正英

B 大阪大学文学部教授 脇田 修

(4)近代史料概論

A 明治大学文学部教授 海野 福寿

B 埼玉県立浦和図書館長 吉本 富男

(5)近世の民俗資料

A 生活史研究所代表 小泉 和子

B 国立民族学博物館教授 杉本 尚次

(6)史料の保存科学 A・B

東京国立文化財研究所保存科学部長 江本 義理

(7)史料の補修

A 宇佐見国宝修理所長 宇佐見直八

B 宮内庁書陵部専門官 古関 豊

(8)近世史料論Ⅰ(村方史料)(当館員)

A 藤村潤一郎 B 浅井 潤子

(9)近世史料論Ⅱ(町方史料)(当館員)

A 原島 陽一 B 鶴岡実枝子

(10)近世史料論Ⅲ(幕藩史料)(当館員)

A 笠谷和比古 B 森 安彦

(11)史料の整理・管理ⅠⅡⅢⅣ(当館員)

A 山田 哲好 安藤 正人

B 大藤 修・原島陽一・山田哲好

○史料の所在調査

七月二十九日〜八月一日の間、信濃国埴科郡下戸倉村坂井家文書、八月八日〜

○日の間、越中国高岡町岡本家文書について実施。調査概要は次号に掲載予定。

○評議員会

本年七月一八日に国文学研究資料館評議員会が開催され、昭和五九年度事業報告、昭和六一年度概算要求、国文学研究資料館名譽教授等についての議事が評議された。

○運営協議員会

本年七月九日に国文学研究資料館運営協議員会が開催され、昭和五九年度事業報告、昭和六一年度概算要求、国文学研究資料館名譽教授等についての議事が協議された。

○日歴協II特別委員会の開催

日本歴史学協会の国立史料館特別委員会が七月二五日に当館で開催された。古賀登日歴協委員長をはじめ、所理喜夫特別委員長と片倉比佐子、北原進、清水紘一、竹内誠、津田秀夫、西垣晴次、三上昭美の各氏が施設を見学の後、館員との懇談を含め午後六時過ぎに及んだ。

○研修員の受入れ

上智大学史料室小林愛子氏を八月五日

〜一六日の一〇日間受入れ、史料の整理・保存の実務について研修を行なった。

○館内研究会

第八九回(昭和60・3・28)

史料の整理と管理について 全員報告

第九〇回(昭和60・4・25)

史料の閲覧利用とサービス 山田哲好

第九一回(昭和60・5・23)

史料館・文書館の役割と意義 安沢秀一

史料の受入れ 浅井潤子

第九二回(昭和60・6・18)

史料整理と検索手段の作成 安藤正人

史料の補修と保存 原島陽一

第九三回(昭和60・7・4)

歴史研究情報センターとしての史料館・文書館 山田哲好

史料所在調査法 大藤 修

第九四回(昭和60・7・16)

マイクロ・フィルムによる史料の収集と提供 大藤 修

史料整理の基本原則について 安藤正人

第九五回(昭和60・8・22)

目録編成の基本原則 笠谷和比古

商家文書の日録編成 鶴岡実枝子

第九六回(昭和60・9・17)

近世の村の史料 藤村潤一郎

近代の戸長役場史料 森 安彦

○定期刊行物の発行予定

1 『史料館研究紀要』第十七号を本年一〇月に刊行予定。収録論文は次の通り。

近世史料の整理と目録編成の理論と実務 大藤 修

史料整理と検索手段作成の理論と技法 安藤 正人

幕末維新时期村落女性のライフ・コースの研究(一) 森 安彦

翻刻飛脚関係資料史料(二) 藤村潤一郎

2 『史料館所蔵史料目録』第四三集『信濃国松代真田家文書目録(その四)』及び第四四集『信濃国安曇郡保高村小川家文書』は来年三月刊行予定

3 『史料館蔵書8』として『真田家中明細書』を来年三月東大出版会より刊行予定

○人事

◇昭和六〇年七月一八日付で、元史料館長鈴木寿氏が国文学研究資料館名譽教授の称号を授与された。

史料館報 第四三号

昭和六〇年(一九八五)九月三〇日発行

編集・発行 東京都品川区豊町一ノ二六ノ十一(千一四二)

国文学研究資料館内

国立史料館

電話〇三(七八五)七三二(代)

東京都中野区中央四ノ八ノ九

印刷所 株式会社 三協社

電話〇三(三八三)七二八一